

療養病床再編成に伴う介護報酬等の見直しに係る 諮詢案について

I これまでの経過

- 療養病床の問題は、昭和48年の老人医療費無料化以降、病院が高齢者介護の受け皿となってきた「社会的入院」問題として、30年来の懸案となつており、介護保険創設時においても、「施行後一定の経過期間内において、療養型病床群等の介護施設への転換を図るものとする」(平成8年6月6日「介護保険制度大綱」)とされていたところである。
- 療養病床をめぐるこうした長年の経緯を背景として、介護療養型医療施設については、社会保障審議会介護給付費分科会においてこれまで6回にわたり議論を重ね、平成17年12月13日に取りまとめた審議報告においては、「介護保険施設の将来像を踏まえ、一定の期限を定めて『在宅復帰・在宅生活支援重視型の施設』や『生活重視型の施設』などへの移行等を図ること」とされ、さらに、「医療保険との機能分担も含めた療養病床全体の在り方について、厚生労働省としての基本的な考え方を早急に示す」ことが強く要請された。
- これを受けて、平成17年12月21日に医療構造改革推進本部（本部長：厚生労働大臣）において、「療養病床の将来像について」を決定し、さらに、療養病床の在り方を医療提供体制及び医療保険・介護保険の両面にわたって一体的に見直し、療養病床を医療の必要性が高い患者を受け入れる病床に再編成する改革を進めることとした。これを踏まえ、平成18年2月10日に国会提出した「健康保険法等の一部を改正する法律案」に「介護療養型医療施設を平成23年度末をもって廃止すること」等を内容とする介護保険法等の改正を盛り込み、当該法律案は、平成18年6月14日に可決・成立したところである。
- なお、関係審議会においても、平成18年2月15日に中央社会保険医療協議会において、療養病棟入院基本料等について、医療の必要性による区分、ADLの状況による区分等に基づく患者分類を用いた報酬体系・水準の見直しを含む平成18年度診療報酬改定が答申され、また、平成18年2月23日には、社会保障審議会医療部会において、療養病床再編成に伴う医療法施行規則の見直しについて了承されたところである。
これを踏まえ、医療法施行規則の改正及び診療報酬における介護保険移行準備病棟の創設について、本年7月1日の施行に向け、関係局においても準備が進められているところである。

II 診問案の内容

(1) 基本的な考え方

- 療養病床の再編成については、
 - ①療養病床については、医療の必要性の高い患者を受け入れるものに限定し、医療保険で対応する
 - ②医療の必要性の低い患者については、病院ではなく在宅、居住系サービス又は老人保健施設等で受け止めることで対応することを基本方向としている。
- このような基本方向に沿った療養病床の転換を進めるため、平成23年度末までの経過措置として、介護療養型医療施設について、医師、看護職員等の配置が緩和された「経過型介護療養型医療施設」を創設するとともに、介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換する場合に限り、介護老人保健施設の設備基準を緩和する。

(2) 具体的な内容

①指定基準の見直し

介護療養型医療施設における経過措置

- 平成23年度末までの経過的な類型として、経過型介護療養型医療施設を創設することとし、人員・設備に関する基準は以下のとおりとする。

(人員に関する基準)

- ・医師の配置を2名以上とする。
- ・看護職員、介護職員の配置をそれぞれ①又は②のとおりとする。
 - ① 療養病床を有する病院の場合 8：1以上、4：1以上
 - ② 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合 5：1以上、6：1以上

(設備に関する基準)

- ・現行の廊下幅の基準を内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とする。

介護老人保健施設における経過措置

- 介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 1床当たりの面積基準を6.4m²以上とする。
 - ② 廊下幅の基準については、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とする。
- ※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。

短期入所療養介護（介護給付・予防給付）における経過措置

- 介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の人員設備基準と同様の見直しを行う。

②介護報酬の見直し

介護療養型医療施設

(基本単位)

- 経過型介護療養型医療施設の基本単価については、指定基準の見直しを踏まえ、新たに設定する。

【介護療養施設サービス費（病院）】

療養型経過型介護療養施設サービス費（I）（従来型個室）

要介護 1	6 7 1 単位／日
要介護 2	7 8 1 単位／日
要介護 3	8 8 9 単位／日
要介護 4	9 8 0 単位／日
要介護 5	1, 0 7 1 単位／日

療養型経過型介護療養施設サービス費（II）（多床室）

要介護 1	7 8 2 単位／日
要介護 2	8 9 2 単位／日
要介護 3	1, 0 0 0 単位／日
要介護 4	1, 0 9 1 単位／日
要介護 5	1, 1 8 2 単位／日

【老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費（精神科病院等）】

認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（I）（従来型個室）

要介護 1	7 4 2 単位／日
要介護 2	8 0 9 单位／日
要介護 3	8 7 6 単位／日
要介護 4	9 4 4 単位／日
要介護 5	1, 0 1 1 単位／日

認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（II）（多床室）

要介護 1	8 5 3 単位／日
要介護 2	9 2 0 单位／日
要介護 3	9 8 7 单位／日
要介護 4	1, 0 5 5 单位／日
要介護 5	1, 1 2 2 单位／日

(加算)

- 経過型介護療養型医療施設の加算については、在宅復帰・在宅生活支援重視型施設への移行を念頭に、現行の介護療養型医療施設において算定可能な加算に加え、新たに以下のものを算定できることとする。
 - ・試行的退院サービス費（療養型経過型介護療養施設サービス費のみ）

短期入所療養介護（予防給付・介護給付）

- 経過型介護療養型医療施設における短期入所療養介護については、施設サービス費における基本単位を踏まえ、新たに報酬設定を行う。